

衆議院議員総選挙 投票日：12月14日(日)

期日前投票：12/3～13(国民審査は12/7～13)



12月14日(日)は、衆議院議員総選挙の投票日です。有権者の方には、事前に入場券を送ります。当日、投票に行けない方は、12月3日(水)から（国民審査は7日(日)から）13日(土)まで、市役所で期日前投票ができます。時間は、8時30分から20時までです。入場券が届いていなくても投票ができます。投票所にお越しください。



市選挙管理委員会(総務管財課)
995-1807

投票できる方

次のすべての条件を満たす方です。

- ①平成6年12月15日以前に生まれ、日本国籍がある方
- ②平成26年9月1日以前に、当市の住民基本台帳に登録され、12月1日まで引き続き登録されている方

投票日当日、投票に行けない方は…

①期日前投票

12月14日(日)に、仕事、学業、旅行、病気などの理由で投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。入場券の裏面に印刷されている宣誓書兼投票用紙請求書に必要事項を記入し、期日前投票所（市役所）にお越しください。

と き／衆議院議員総選挙▶12月3日(水)～13日(土)

最高裁判所裁判官国民審査▶12月7日(日)～13日(土)

時間はいずれも8時30分～20時

ところ／市役所4階402会議室

※(土)、(日)は市役所1階市民ホール

●入場券が届く前でも投票できます。

入場券が届く前でも、選挙人名簿に登録されている方は、宣誓書兼投票用紙請求書に記入すれば投票できます。期日前投票所へお越しください。

②不在者投票

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方、名簿登録地以外の市区町村に滞在中の方は、不在者投票ができます。入院・入所している方は、病院や施設の職員に投票したい意向を申し

出てください。滞在先の市区町村での投票を希望する場合は、郵送の期間が必要になりますので、早めに選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

郵便投票制度

下表の通り、身体に重度の障がいがあり投票所で投票できない方、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で投票できます。投票には、郵便投票証明書が必要です。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

障がいの区分	両下肢・体幹 移動機能 障がい	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい	免疫の障がい
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1～3級
戦傷病者手帳	特別項症～ 第2項症	特別項症～ 第3項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5		

開票は、12月14日(日)21時～ 市民体育館で

21時から市民体育館で、即日開票します。当市の開票結果は、衆議院小選挙区選出議員選挙のみ確定次第、市のホームページでお知らせします。投票状況も、随時、市のホームページでお知らせします。

投票所

16の投票所があります。有権者の方には、事前に
入場券を送ります。入場券に記載された投票所で投票
してください。

★印が投票所の場所です。

投票時間は7時～20時

投票時間は、7時から20時までです。第16投票
区（十里木高原集会所）は19時までです。

